

校内でのスマートフォン等に関する取扱い

年度当初に「スマートフォン等持込許可申請書」を提出し、許可を得て持ち込むこと。

- ① 授業中の使用は禁止。もし使用した場合(着信音やバイブ音が鳴った場合も含む)は、学校の規定にそって指導する。
- ② 校内で使用できるのは「朝のSHまで」と「帰りのSH終了後」とする。それ以外は電源を切っておくこと。
- ③ ゲームや音楽、動画の視聴、イヤホンの使用は目的外指導の対象とする。
- ④ 定期試験に持ち込んだ場合は不正行為とみなし謹慎指導とする。
- ⑤ 歩きスマホや大声で会話をするなどのマナー違反は指導する。
- ⑥ SNS (ソーシャルネットワークサービス) 等で他人を誹謗中傷したり、人を勝手に撮影したりする行為を行った場合は、生徒指導の対象とする。